

東京電力福島第一原子力発電所事故を「人災」と認め
責任ある対応を求める意見書

去る7月5日、衆参両院議長に対し国会事故調査委員会から東京電力福島第一原子力発電所事故に関する報告書が提出されました。この中で、地震や津波などの自然現象を起因とするシビアアクシデント（過酷事故）への対策として、その必要性を認識しながら当然に備えておくべき対策を怠ったこと。また、これまでのスリーマイル島事故やチェルノブイリ事故などの世界的な原発事故等の教訓を踏まえ、原子力発電を扱う先進各国がその安全対策を講じてきているにもかかわらず安全対策が取られないまま、その対応を先送りしてきたことを指して、今回の事故を「自然災害」ではなく「人災」と断定しています。

このことは、これまで国策として原子力行政を推進してきた国の責任が極めて重大でありその責任は免れないことを示しています。

依然として、事故は収束しておらず被害も継続しており、被災市町村は今なお、その対応に追われています。

よって、国会事故調査委員会が「人災」とであると断定したことを踏まえて、下記のとおり対策を求めます。

記

- 1 国は、速やかに今回の事故を「人災」と認め、低線量地を含めすべての被災者に責任ある対応をとること。
- 2 避難を余儀なくされた被災者及び自主避難者が一刻も早くふるさとに帰還できるよう、国が主体的に取り組むこと。
- 3 破損した原子炉をはじめ、原子力プラントの早急な収束に向けて取り組みを強めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成24年9月24日

福島県伊達市議会議長 吉田 一政

内閣総理大臣	野田 佳彦 様
経済産業大臣	枝野 幸男 様
環境大臣	細野 豪志 様
復興大臣	平野 達男 様
文部科学大臣	平野 博文 様